「光の道」構想に関する意見

意見提出元

株式会社東電通 松山支店 1

意見項目 意見内容 1. 超高速ブロードバンド ブロードバンドサービスの提供には「光網」の構築が必要、サ 基盤の未整備エリア(約 一ビス提供する企業は第一種通信事業者が展開しており、企業 10%の世帯)における の収支上、利用の極端に少ない地域は(離島、山村、絶対集落 基盤整備の在り方につ 等)、未整備エリアとして いてどのように考える 整備されないと思う。企業が入れない地域は、自治体がメタ網を 使ったサービス(ADSL)提供をすればいい。 か。 現在、NTT及び、地域事業者(電力系・CATV系)がサービス 2. 超高速ブロードバンド を提供、価格もそれぞれ利用形態により異なっている。利用者と の利用率(約30%)を 向上させるためには、低 して利用形態・価格を比較しサービスの提供内容・価格により事 廉な料金で利用可能と 業者を選んでいる。 なるように、事業者間の 事業者間には競争原理が働いており、NTTも価格競争に突入 公正競争を一層活性化 している。電話は大半携帯の世界に入っており、ブロードバンド することが適当と考えら も携帯事業同様に第一種事業者間の競争が進んでいる。NTT れるが、NTTの組織形 の組織形態(東西)のままでいいと感じる。 今NTTは厳しい現状(電話収入は壊滅的打撃)の中 態の在り方も含め、この 点についてどのように 頑張っていると思う。 考えるか。